

「【貸借対照表】各種資産の評価基準の取扱い」に係る検討

20. 無形固定資産の科目分類・評価基準

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○課題・論点

① 無形固定資産の定義（参考）

地方自治法第238条第1項各号に定める公有財産のうち、地上権等の用益物権、特許権や著作権等の無体財産及びこれらに準ずる権利が該当する。

② ソフトウェアについて

国の財務書類では対象としているが、地方公共団体の場合は明確ではない（まちまちである）。ソフトウェアを資産計上するかどうか論点であるが、実態的には著作権を持たずに使用許諾のもとで利用するという形態を取っている場合があり、まず実態調査を行い、その後、ソフトウェアの会計上の定義と要件を検討する必要がある。

③ 評価基準

取得原価評価（現状の取扱いと同様）。

○論点整理の考え方

無形固定資産の範囲に、ソフトウェアを加えるかどうか。ソフトウェアに関して、実態の把握を行い、地方公共団体に適合した会計上の定義・要件を検討することが必要である。

評価基準については、取得原価評価。償却方法については、原則的には将来の経済的便益の消費パターンに最も近似する方法を選択するが、その消費パターンを、信頼性をもって見積もることができない場合は定額法を使用する。残存価額はゼロとする。

減損会計の適用については、有用性と費用対効果を検討する。

○基準案

- ・無形固定資産の範囲として、ソフトウェアに関しては、実態の把握を行い、地方公共団体に適合した会計上の定義・要件を検討することが必要である。
- ・評価基準については、取得原価評価とする。償却方法については、耐用年数にわたって規則的な償却を行うが、原則的には定額法を使用し、残存価額はゼロとする。
- ・減損会計の適用については、有用性と費用対効果を検討する。

○留意点

- ・特になし。

## 21. 基金の評価基準

### ○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

### ○課題・論点

基金は、条例により設置される地方公共団体の財産である。地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために基金を設けることができる。地方公共団体は基金について、決算に添付する書類として「財産に関する調書」を調製しなければならない。

地方公共団体に特有な論点としては、①地方債とその返済原資となる減債基金の決算統計上の取扱いと会計処理の関係、②基金の評価基準の取扱いとその会計処理がある。

基金の評価基準については、基金を構成する資産の種類に応じて適用し、それぞれもとなる資産の評価基準により評価すべきである。

また、基金の内訳を注記事項とすべきであろう。

### ○論点整理の考え方

#### ① 減債基金の残高

普通会計の決算統計では、地方債の満期一括償還の財源に充てるために積み立てている減債基金については、償還したものとして減債基金と地方債の残高を相殺処理して表示している。財務諸表上、資産（減債基金）と負債（地方債）は総額を計上すべきであり、相殺するのは適切でない。地方債残高は相殺せずに減債基金控除前の残高で減債基金と両建計上する（現状も同様に相殺しない扱いとなっている）。

#### ② 基金の評価基準

基金の評価基準については、基金を構成する資産の種類に応じて適用する（各資産の評価基準を適用）。

#### ③ 基金の内訳を注記事項とすべきであろう。

### ○基準案

#### ・基金の評価基準

基金の評価基準については、基金を構成する資産の種類に応じて適用する（各資産の評価基準を適用）。

#### ・基金の内訳を注記事項とする。

#### ・減債基金については積立不足の有無と不足額の注記をする。

### ○留意点

- ・基金借入金の会計処理については、「41.基金」で整理することとする。
- ・他の検討項目を整理した上で、最終的に整理する。

## 22. たな卸資産の評価基準

### ○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

### ○課題・論点

#### ① 棚卸資産の定義（参考）

棚卸資産とは以下のような資産をいう。

- ・通常の事業の過程において販売を目的として保有されているもの
- ・その販売を目的とした生産過程にあるもの
- ・生産過程もしくは役務提供に当たって消費される原材料または貯蔵品

#### ② 棚卸資産の評価基準

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定しなければならない（低価法）。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における予想売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額である。

なお、正味実現可能価額には固有の価値が考慮されるが、公正価値（市場価値）にはこれを含めてはならないという差異がある。したがって、棚卸資産の正味実現可能価額は、必ずしも販売費控除後の公正価値とはならない（現状の取扱いと同様）。

なお、重要性の乏しいもの（消耗品等）は対象外とする。

### ○論点整理の考え方

- ・特になし。

### ○基準案

#### ・棚卸資産の評価基準

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定しなければならない（低価法）。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における予想売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額である。

なお、重要性の乏しいもの（消耗品等）は対象外とする。

### ○留意点

- ・特になし。

## 23. 有価証券の評価基準

### ○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

### ○課題・論点

- ・原則として、わが国の金融商品会計に準ずる（現状の取扱いと同様。金融商品会計で区分されている売買目的有価証券については想定されないため、区分しないこととする。）。
- ・満期保有目的の有価証券：取得原価または償却原価（減損会計の適用）
- ・その他有価証券(市場価格のあるもの)：市場価格（減損会計の適用）
- ・その他有価証券(市場価格のないもの)：取得原価または償却原価（減損会計の適用）

### ○論点整理の考え方

- ・わが国の金融商品会計に準ずる。

### ○基準案

- ・有価証券の評価基準は、わが国の金融商品会計に準ずる。
  - ・満期保有目的の有価証券：取得原価または償却原価（減損会計の適用）
  - ・その他有価証券(市場価格のあるもの)：市場価格（減損会計の適用）
  - ・その他有価証券(市場価格のないもの)：取得原価または償却原価(減損会計の適用)

### ○留意点

- ・金融商品会計の中から地方公共団体に適用すべきものを選択して適用する。
- ・注記内容については今後検討する。
- ・連結対象に係る市場価格のない有価証券については、総務省方式改訂モデルでは、投資損失引当金を計上しているが、その取扱いについては、「33.投資損失引当金」で整理することとする。

## 24. 出資金の評価基準

### ○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

### ○課題・論点

- ・原則として、わが国の金融商品会計に準ずる（新地方公会計モデルと同様。）。
  - ・ 市場価格のあるもの：市場価格（減損会計の適用）
  - ・ 市場価格のないもの：出資金額（減損会計の適用）

### ○論点整理の考え方

- ・特になし。

### ○基準案

- ・出資金の評価基準は、原則として、わが国の金融商品会計に準ずる。
  - ・ 市場価格のあるもの：市場価格（減損会計の適用）
  - ・ 市場価格のないもの：出資金額（減損会計の適用）

### ○留意点

- ・地方公営企業に対する出資金が、当該公営企業の資本金と一致していない場合もあるので、照合作業が必要である。
- ・連結対象に係る市場価格のない出資金については、総務省方式改訂モデルでは、投資損失引当金を計上しているが、その取扱いについては、「33.投資損失引当金」で整理することとする。